

令和元年度 12 月補正予算案の概要

12 月補正では、台風第 15 号等における被災状況を踏まえ、岸壁・護岸などの港湾施設等復旧事業を実施するほか、被害を受けた住宅の屋根または外壁・柱等の補修工事への住宅修繕緊急支援事業、高潮などにより浸水した消防ヘリコプター復旧事業に必要な歳入歳出予算補正等を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 3 事業 4,467 百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加 1 件（一般会計 1 件）

【繰越明許費補正】

一般会計 5 件

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 港湾施設等復旧事業 3,587 百万円〔国費 1,056 市債 2,531〕

台風第 15 号・第 19 号で被害を受けた港湾施設等の復旧等に要する事業費を追加します。

◆実施概要

金沢水際線護岸では、消波機能を備えた護岸の再整備に向け、消波ブロックの製作や基礎工事等を行います。

また、大黒ふ頭等では破損した岸壁や橋梁等の復旧を行います。

なお、令和 2 年の台風シーズンまでには、台風への対策を完了する予定です。

◆事業費の内訳

- ・金沢水際線護岸 : 消波ブロック製作、基礎工事等 1,000 百万円
※ あわせて、債務負担行為を設定（「3. 債務負担行為補正」(1) 参照）
- ・金沢水際線周辺 : 護岸周辺施設等の復旧 402 百万円
- ・大黒ふ頭 : 岸壁、橋梁等の復旧 402 百万円
- ・本牧ふ頭 : 護岸、防波堤等の復旧 386 百万円
- ・八景島 : 護岸、周辺施設等の復旧 578 百万円
- ・海づり施設（本牧等）: さん橋等の復旧 511 百万円
- ・その他港湾施設等 : 岸壁、護岸、防波堤、物揚場、舗装等の復旧 308 百万円

◆補正内容

台風第 15 号・第 19 号で被害を受けた港湾施設等の復旧等にかかる工事費を補正

※ あわせて、令和 2 年度にかかる繰越明許費を設定

台風第 15 号等で被害を受けた住宅の屋根または外壁・柱等の補修工事に要する経費を補助します。

◆実施概要

- ・補助対象：屋根または外壁・柱等の耐震性の向上等に資する補修工事※
(罹災証明書(半壊又は一部損壊)が発行された住宅)
 - ※ 9月9日以降に着手したもので、既に工事完了したものも含まれます。
- ・補助対象工事：10 万円以上
- ・補助基準
補助率：2/10 (国 1/10、市 1/10)、補助上限額：30 万円
- ・補助想定件数：1,800 件程度 (住宅の半壊・一部損壊の被害件数)

◆スケジュール

R 元年 12 月 20 日 申請受付開始
R 2 年 2 月末頃 申請受付締切り
3 月末まで 交付決定

◆補正内容

屋根または外壁・柱等の補修工事にかかる補助金を補正
※ あわせて、令和 2 年度にかかる繰越明許費を設定

台風第 15 号の影響により浸水被害を受けた消防ヘリコプターの復旧等に要する事業費を追加します。

◆実施概要

浸水被害により故障した消防ヘリコプター 2 号機の復旧修繕に必要な部品類 (着陸装置等) を調達するとともに、ヘリコプター本体への取付・交換作業を実施します。

◆スケジュール

R 元年 12 月以降 : 部品発注
R 2 年 2 月以降 : 部品納品、取付・交換
6 月頃※ : 修理・点検

※ 修繕に必要な部品類の調達にあたっては、海外から調達を必要とするものも含まれ、納期に時間を要することが見込まれるため、整備完了が 6 月末となる可能性があります。

◆補正内容

消防ヘリコプター 2 号機の復旧にかかる整備費を補正
※ あわせて、令和 2 年度にかかる繰越明許費を設定